

ご旅行条件書《要旨》日帰り

■ご参加の前に必ずお読みください。

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からのご説明に不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ね下さい。

◆募集型企画旅行契約：(1)この旅行は、(社)おかやま観光コンベンション協会(以下当協会)が企画・募集実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2)募集型企画旅行の内容・条件は、パンフレット、旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当協会旅行業約款によります。

◆旅行のお申し込み(1)パンフレットに表示してある旅行代金をお支払いの上、ご参加下さい。(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

◆お客様による旅行契約の解除
お客様は次に定める取消料をお支払いいただく事により、いつでも旅行契約を解除できます。取消料は下記をご覧ください

◆旅行契約内容・代金の変更：当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令などの事由により、契約内容を変更することがあります。

◆旅行代金に含まれないもの：本パンフレットに含まれている旨を表示してある交通費、観光料金、宿泊料金、食事料金、添乗経費、その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれません。

◆最小催行人員：本ツアーは参加者が最小催行人員に達しない場合は、ツアーを中止することがあります。その場合は旅行開始日の前日から起算して10日前までにご連絡し、お預かりしている旅行代金は全額お返します。

◆当社の責任：当協会は募集型企画旅行の履行にあたり、当社が故意又は過失により旅行社に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、天災地変、戦乱、交通事故、各種運輸・宿泊機関など当社以外の責により損害を受けられた場合は、賠償の責任は負いません。

◆旅程保障：当協会は契約内容に重要な変更が生じかつ、お客様が当該旅行に参加いただく場合は当協会旅行業約款に基づき、変更補償金をお支払いいたします。

◆お客様の責任：お客様の故意又は過失、法令又は公序良俗に反する行為又は、お客様が当協会の旅行業約款を守らないことにより、当協会が損害を受けた場合は、当協会はそのお客様から損害の賠償を申し受けません。

◆旅行条件の基準月日：この旅行条件は平成21年1月1日を基準にしております。

取消料(お一人につき)

取消し日	取消料
出発日の11日まで	無料
出発日の10日～8日前まで	旅行代金の10%
出発日の7日～2日前まで	旅行代金の20%
出発日の前日	旅行代金の40%
出発日当日	旅行代金の50%

<お申し込み・お問い合わせ>

岡山県旅行業 第3-344号 (社) 全国旅行業協会会員

〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所6階 総合旅行業務取扱管理者 翠 秀夫
(社) おかやま観光コンベンション協会 ☎(086) 227-0015

募集型企画旅行
実施可能区域

岡山市、倉敷市、総社市、玉野市、赤磐市、瀬戸内市、備前市
早島町、吉備中央町、久米南町、美咲町、土庄町